

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

健康推進課

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

長寿社会課

○ 道路の供用開始

道路整備課

【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

○ //

〃

○ 道路の位置の指定

建築指導課

【正誤】

○ 岡山県庁文書保存分類表の一部改正の正誤

総務学事課

（県例規集登載）

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第三百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

平成二十七年七月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社カワモトアサヒ薬局	医療機関の名称	株式会社カワモトアサヒ薬局	アサヒ薬局小原店	平成二十七年六月一日

平成27年7月3日 岡山県公報 第11699号

◎岡山県告示第三百三十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十七年七月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

J A I N E デイサービスセンター

2 所在地

岡山県津山市瓜生原六四五番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社 J A I N E デイサービスセンター

2 所在地

岡山県津山市瓜生原六四五番地一

三 指定年月日

平成二十七年七月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二一三九

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

平成27年7月3日 岡山県公報 第11699号

◎岡山県告示第三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	久世中和線	真庭市檜西字鉄山二七五二番地先から 真庭市檜西字鮎返り二七五八番二地先を経て 真庭市檜西字鉄山二七五五番一地先まで	平成二十七年七月三日

〔二六九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十七年七月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人にのみ新エネルギー普及協議会

三 代表者の氏名

山口 康史

四 主たる事務所の所在地

新見市新見八四九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地球環境問題やエネルギー資源問題に対して、地場産業の面からも地域に適した新エネルギー・省エネルギーシステムの研究と普及促進に関する事業を行い、持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

目的及び特定非営利活動に係る事業の種類

〔二七〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十七年七月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人のぞみの会

三 代表者の氏名

三宅 政男

四 主たる事務所の所在地

倉敷市児島駅前四丁目六四一六

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、日常生活の指導や、作業訓練とふれあいの場を提供し、地域の中で自立した生活が営めるよう支援する事業を行い、地域社会の福祉に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

目的及び特定非営利活動に係る事業の種類

平成27年7月3日 岡山県公報 第11699号

〔二七一〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	岡山県指令備中局 建第二〇〇四号 平成二十七年六月 二十三日	
道 路 の 位 置	井原市西江原町字三角一六〇二番 三、字仁井戸一六一二番四、一六一 二番九、一六一二番九地先道路及び 水路		
道路の幅員 (メートル)	六・〇〇	四・〇〇	四・五〇
道路の延長 (メートル)	九三・五三	五六・二六	

(二九) 平成十七年四月一日付け(号外) 公布岡山県庁文書保存分類表の一部改正(岡山県訓令第十八号)に誤りがあった。

五・終わりが ら一	頁・行
表 第四表第一分類R第二分類7の	誤
表 第四表第一分類R第二分類8の	正